

経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理政策課パブリックコメント担当御中

「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案等」に対する意見

2024 貿情セ調（経提）第1号

2024年5月24日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 理事・調査研究部長 中野 雅之
連絡担当者	調査研究部 上席主任研究員 千葉晴夫 ・主任研究員 桃井元士
<b>I. 貨物等省令</b>	
1. 第5条第八号柱書、同号ロ、ロ（四）	
<b>【意見】</b>	
次のようにする。	
①第八号柱書き	
測定装置（略）、位置のフィードバック装置又は測定装置の <b>組立品</b> であって、次のいずれかに、該当するもの（略）	
↓	
測定装置（略）、位置のフィードバック装置又は測定装置の <b>電子組立品</b> であって、次のいずれかに、該当するもの（略）	
②第八号ロ	
直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置又は測定装置の <b>組立品</b> であって、次のいずれかに、該当するもの（略）	
↓	
直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置又は測定装置の <b>電子組立品</b> であって、次のいずれかに、該当するもの（略）	
③第八号ロ（四）	
（三）に該当する測定装置の <b>組立品</b> であって、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの	
↓	
（三）に該当する測定装置の <b>電子組立品</b> であって、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの	
<b>【理由】</b>	
今回のパブコメの対象ではありませんが、当該省令のワッセナー・アレンジメント（以下WA）の原文はそれぞれ以下のとおりです。	
①2. B. 6. Dimensional inspection or measuring systems, equipment, position feedback units and "electronic assemblies", as follows:	

②2. B. 6. b. Linear displacement measuring instruments or systems, linear position feedback units, and "electronic assemblies", as follows:

③2. B. 6. b. 4. "Electronic assemblies" specially designed to provide feedback capability in systems specified by 2.B.6.b.3.:

Electronic assemblies は、直訳に近い「電子組立品」とすべきと考えます。  
(後述のⅡ. 1も参照ください。)

## 2. 第6条第二号ワ柱書き

### 【意見】

次のようにする。

周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの



周波数シンセサイザーを用いた電子組立品のうち、次のいずれかに該当するもの

### 【理由】

今回のパブコメの対象ではありませんが、当該省令のWAの原文は以下のとおりです。

3. A. 1. b. 11. 'Frequency synthesiser' "electronic assemblies" having a "frequency switching time" as specified by any of the following:

Electronic assemblies は、直訳に近い「電子組立品」とすべきと考えます。  
(後述のⅡ. 1も参照ください。)

なお、第6条第二号ホ、ヲにも「組立品」という用語が出てきますが、WAではいずれも assemblies ですが、実質は Electronic assemblies ではないかと思われまます。貴省のQ&Aで『第6条第二号ホ、ヲの「組立品」は「電子組立品」の解釈（後述）に同じである。』と明確化していただきたくお願いします。

## 3. 第6条第十号柱書き

### 【意見】

次のようにする。

十 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置（以下 略）



十 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置（以下 略）

### 【理由】

今回のパブコメの対象ではありませんが、当該省令のWAの原文は以下のとおりです。

3. A. 2. h. "Electronic assemblies", modules or equipment, specified to perform all of the following:

Electronic assemblies は、直訳に近い「電子組立品」とすべきと考えます。  
(後述のⅡ. 1も参照ください。)

#### 4. 第6条第十七号の四

##### 【意見】

新設される「半導体素子又は集積回路の画像を取得するために設計した走査型電子顕微鏡」に対応する政令は、7の項(16)に規定される「半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置」でよいか。その場合、政令上は「(これらの)部分品若しくは附属品」も概念上対象となりますが、省令において当該規定に係る規定はありませんので、空規定となる理解でよいか。

##### 【理由】

新設される規定について、政令との関係を明らかにしていただきたい。

#### 5. 第6条第十七号の四

##### 【意見】

新設される「第十七号の四」を「十七号の二」に、現行の「十七号の二」を「十七号の三」に、「十七号の三」を「十七号の四」とする。

##### 【理由】

昨年度の改正では「ペリクルであって、極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したもの」は、パブリックコメントの回答において、「輸出令別1の7の項(16)の範疇に入る」としつつ、同項(16)に対応する省令第6条第十七号ではなく、同回答において「法技術的理由により十七号の二とする」として、これとは別に同条第十七号の二が新設されました。その際、既存の同条第十七号の二を同条第十七号の三に号ずれしましたが、これは、同号は同項(17の2)に対応している一方で、新設されるペリクルの規定は同項(16)に対応していることを踏まえ、同項(16)に対応する同条第十七号と、同項(17の2)に対応する同条第十七号の二(改正省令では同条第十七号の三に号ずれ)との間に、同条第十七号の二(同項(16)に対応)とし、政令上の規定順との対応関係を考慮して規定されています。

今般の改正案において、「半導体素子又は集積回路の画像を取得するために設計した走査型電子顕微鏡」が第十七号の四に新設されていますが、これは同項(16)の規定に対応するものかと思われます。一方、上述のとおり、「第十七号の三」は同項(17の2)に対応した規定であります。加えて、新設される第十七号の四(改正案)は、政令の同項(16)中「製造用の装置」に整理される場合、現行の第十七号の二(ペリクル)は同項(16)中「(これらの)部分品若しくは附属品」に対応していますので、新設される第十七号の四(改正案)は現行の第十七号の二の規定よりも前に規定されることとなります。これらを踏まえ、昨年度の改正において、政令上の規定順との対応関係を考慮して規定されたことに倣えば、以下のような形になるのではないかと思います。

貨物等省令(第6条)	対応する政令
第十七号	7の項(16)・(17)
新第十七号の二(改正案第十七号の四)	7の項(16)
新第十七号の三(現行第十七号の二を号ずれ)	7の項(16)
新第十七号の四(現行第十七号の三を号ずれ)	7の項(17の2)

## 6. 第7条第六号

### 【意見】

「その組立品」を規制対象として明示するか、あるいは、規制対象に明示的にしないか、いずれにしても第7条の枠内で統一的な扱いをしていただきたい。

明示する場合は、「その電子組立品」としていただきたい。

### 【理由】

意見募集要項の「1. 意見公募の趣旨・目的・背景」には、「なお、これらの貨物及び技術の輸出管理対象への追加は、国際輸出管理レジームにおける議論も踏まえ行うこととしたものです。また、既にいくつかの国が同様の措置を講じていることを確認しており、この措置は国際的にも調和のとれたものであり、企業にとっての公正な競争環境も確保されているものと認識しています。」とあります。WAの合意がないので、規制英文を推測するしかないのですが、次のようになるのではないかと、思われます。

Quantum computers and related "electronic assemblies" and components therefor, as follows:

すなわち、"electronic assemblies"という用語が用いられ、解釈にも「6の「組立品」に同じ。」と新設されています。ただ、この"electronic assemblies"という用語は、WAのカテ4の他の箇所、たとえば

4. A. 3. "Digital computers", "electronic assemblies", and related equipment therefor, as follows and specially designed components therefor:

あるいは

4. A. 4. Computers as follows and specially designed related equipment, "electronic assemblies" and components therefor:にもあります。

これらの箇所は、我が国の貨物等省令では、次のようになっています。

(第7条第三号)

「デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部品であって、次のロ、ハ若しくはトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品」

(第7条第四号)

「電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置若しくは部分品」

WAの原文には、"electronic assemblies"が用いられているにもかかわらず、どこにも「組立品」又は「電子組立品」が反映されていません。

したがって、この改正を機に7条で"electronic assemblies"の扱いを統一する必要があるものと考えます。

## II. 解釈. (全て運用通達)

### 1. 6の項「組立品」

#### 【意見】

①「組立品」を「**電子組立品**」とする。

②解釈の規定を次のようにする。

複数の回路素子、個別部品又は集積回路を特定の機能を行うように相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。

↓

複数の回路素子、個別部品又は集積回路**等の電子部品**を特定の機能を行うように相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。

#### 【理由】

この「組立品」の解釈は、ワッセナーアレンジメント（の次のDEFINITIONSが基になっていると思われる）

Cat 2, 3, 4 "Electronic assembly"

A number of electronic components (i.e., "circuit elements", "discrete components", integrated

circuits, etc.) connected together to perform (a) specific function(s), replaceable as an entity and normally capable of being disassembled.

これを直訳に近い「[米国](http://fc2.com)の輸出規制 (fc2.com)」から引用すると

「Cat 2, 3, 4 "電子組立品"

特定の機能を行うように、相互に接続された多数の電子部品（即ち、'回路素子'、'個別 部品'、集積回路等）であって、一体として交換可能であり、かつ、普通に分解することが可能なものをいう。」

この直訳に近い解釈にすべきであると考えます。

一方、たとえば、貨物等省令第12条第二号は「液体燃料を使用するように設計した船舶用のガスタービンエンジン（略）であって、次のイ及びロに該当するもの又はそのために特に設計した組立品若しくは部分品」であり、にも「組立品」という用語が使われていますが、原文は、9. A. 2. 'Marine gas turbine engines' designed to use liquid fuel and having all of the following, and specially designed assemblies and components therefor:であり、assembliesが「組立品」となっています。13の項には「組立品」の解釈はなく、6の項の解釈がそのまま適用できませんが、ただ、同じ用語を用いるのではなく、これらとの差異化のためにも、"Electronic assembly"は、「電子組立品」とすべきであると考えます。

なお、7の項「モジュール」の解釈は、「組立品」とはもちろん異なっているが類似の規定であり、「基板上に回路素子、個別部品又は集積回路を相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが不可能なものをいう。」とあります。

2. 7の項「送受信モジュール」「送信モジュール」「貨物等省令第6条第十中のアナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置」

【意見】

これら「解釈」の規定の「電子装置」「組立品」を「電子組立品」とする。

【理由】

上記1と同じです。

3. 7の項「貨物等省令第6条第十七号の四中の走査型電子顕微鏡」

【意見】

次のようにする。

チップの設計の複元用に設計したものを含む。

↓

チップの設計の復原用に設計したものを含む。

【理由】

誤植だと思われます。

(なお、I. 4でもコメントを記載しています。)

III. 通達（解釈以外）

特にありません。

## IV. その他

### 1. 輸出令別表第1の8の項

#### 【意見】

輸出令別表第1の8の項の「電子計算機」を、たとえば「**計算機**」と改正する。

#### 【理由】

今般の改正案で、貨物等省令第7条第六号に「量子計算機」が新設されます。一般に「量子とは、粒子と波の性質をあわせ持った、とても小さな物質やエネルギーの単位のことです。物質を形作っている原子そのものや、原子を形作っているさらに小さな電子・中性子・陽子といったものが代表選手です。」

(1) 量子ってなあに? : 文部科学省 ([mext.go.jp](http://mext.go.jp)) つまりは「電子」は「量子」の代表格です。

「量子」 $\geq$ 「電子」-

概念的には「量子」が「電子」よりも広いと考えます。

以上から、7条第六号の「量子計算機」は、8の項の「電子計算機」の範疇を超えてしまうのではないかと考えられるため、「政令」の改正も必要でないかと思われます。そこで、「量子計算機」と「電子計算機」の両方を含む「計算機」を提案した次第です。

### 2. 産業構造審議会 通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会の「中間報告」との関連

#### 【意見】

今般の改正(案)は、「中間報告」の「2. 3 (2) (ア) 国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理」でいうところの「先行管理」に相当するののか。また、「中間報告」では「管理対象品目の提案等の形で、国際輸出管理レジームへの貢献」も謳われていますが、今般対象となった品目について、今後、WAへどのような働き掛けをしていくのか、差し支えのない範囲でお考えを開示いただきたくお願いいたします。

#### 【理由】

今般の改正案ではWA合意品目ではない相補型金属酸化膜半導体、走査型電子顕微鏡、量子計算機等が含まれています。意見募集要項の「1. 意見公募の趣旨・目的・背景」には、「なお、これらの貨物及び技術の輸出管理対象への追加は、国際輸出管理レジームにおける議論も踏まえ行うこととしたものです。また、既にいくつかの国が同様の措置を講じていることを確認しており、この措置は国際的にも調和のとれたものであり、企業にとっての公正な競争環境も確保されているものと認識しています。」とありますが、中間報告でいう「先行管理」の措置例であることが明示されておりませんが、「先行管理」に相当すると理解していいでしょうか。

### 3. 改正頻度について

#### 【意見】

機動的な輸出管理に際して、年に数次の改正が行われることは社内管理システムの改修が頻繁に発生し、該非判定体制の整備等に負担等を強いることから、可能な限り、レジーム合意事項における改正と併せて行うなど、改正頻度については企業の現場体制の負担を考慮いただきたい。

#### 【理由】

年に数次の改正は、システム改修が間に合わず、人海戦術により対応をしなくていけない局面も想定されるなど、社内の管理体制の整備等にも大きく影響することから、可能な限り、レジーム合意事項における改正と同様のタイミングで行うことを希望します。